

独立行政法人日本学術振興会課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業
実施規程

平成25年5月24日

規程第21号

改正：平成27年4月13日 規程第28号

改正：平成30年4月13日 規程第55号

改正：平成30年11月12日 規程第83号

改正：令和3年3月30日 規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第7条、第9条及び第10条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が実施する課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、諸学の密接な連携によりブレイクスルーを生み出す共同研究、社会貢献に向けた共同研究、国際共同研究、諸学や社会の共創により人文学・社会科学に固有の本質的・根源的な問いを追求する共同研究を推進し、人文学・社会科学の振興を図ることを目的とする。

(事業の形態)

第3条 本事業は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げるプログラムにより実施する。

- 一 異なる学問分野の研究者の参画を得て、新たな研究領域への予想外の飛躍をもたらすような課題の追求や方法論の継続的な改良を目指す取組（「領域開拓プログラム」）
- 二 研究成果と実務を橋渡しできる実務者の参画を得て、社会的貢献に向けた分野間連携による共同研究を実施し、実効的な研究体制の構築を求め、研究推進から成果

発展までの研究者と実務者の連携を目指す取組（「実社会対応プログラム」）

三 人文学・社会科学の様々な分野を対象とした国際共同研究を推進し、国際的なネットワークの構築による海外の研究者との対話やグローバルな成果発信を目指す取組（「グローバル展開プログラム」）

四 未来社会が直面するであろう諸問題に係る有意義な応答を社会に提示することを目指す研究テーマを掲げ、人文学・社会科学に固有の本質的・根源的な問いを追求する研究を推進することで、その解決に資する研究成果の創出を目指す取組（「学術知共創プログラム」）

（事業の実施方法）

第4条 本事業は、前条各号のプログラムに即した課題を予め設定し、当該課題に資する研究テーマを推進する適切なリーダー（以下「研究代表者」という。）が構築する研究計画に基づいて遂行するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、振興会は、課題又は研究テーマを公募することができる。

3 振興会は、本事業の実施に必要な業務の一部を、研究代表者又は当該研究に参画する研究者が所属する機関に委託することができる。

4 前項の業務委託に関する事項は、別に定める。

（研究期間）

第5条 研究計画の実施期間は、第3条第1号、第2号及び第3号に規定するプログラムにおいては原則として3年とし、同条第4号に規定するプログラムにおいては6年を限度とする。

（事業委員会の設置）

第6条 本事業の実施に関する重要事項を審議するため、課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業事業委員会（以下「事業委員会」という。）を置く。

2 事業委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年5月24日から施行する。

附 則（平成27年規程第28号）

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規程第55号）

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規程第83号）

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

附 則（令和3年規程第18号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。